

筑西広域市町村圏事務組合消防本部の救急業務等に関する規程

平成 11 年 4 月 1 日
消防本部訓令第 7 号

改正 平成16年 3 月 1 日消本訓令第 2 号 平成17年 3 月22日消本訓令第 2 号
平成20年 3 月14日消本訓令第 8 号 平成23年 9 月15日消本訓令第 4 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）に定める救急業務及びこれに付随する業務（以下「救急関係業務」という。）の実施について必要な事項を定めその能率的な運営を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程による用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 救急業務とは、法に定める救急業務をいう。
- (2) 救急事故とは、法及び令に定める救急業務の対象である事故をいい、別表に掲げるものをいう。
- (3) 救急自動車（以下「救急車」という。）とは、救急業務を行う自動車をいう。
- (4) 医療機関とは、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）に定める病院等をいう。

(消防長の責任)

第 3 条 消防長は、この規程の定めるところにより、筑西広域市町村圏事務組合消防本部管内の救急事情の実態を掌握し、これに対する救急体制の確立を図るとともに消防署長を指揮監督し、救急関係業務運営の万全を期さなければならない。

(署長等の責任)

第 4 条 消防署長は、この規程の定めるところにより、所属職員を指揮監督し、救急関係業務に関する事務処理、関係簿冊の整理、保管及び器具の整備について万全を期さなければならない。

(関係機関との連絡)

第 5 条 消防長は、医療機関及びその他の関係機関と救急業務の実施について常に情報を交換し、緊密な連絡調整を図るように努めなければならない。

(救急関係業務の実施区域)

第 6 条 救急関係業務の実施区域は、筑西広域市町村圏事務組合消防本部、消防署及び分署の設置に関する条例（昭和 48 年組合条例第 4 号）第 3 条に定める当該管轄区域とする。ただし、消防署長が必要と認めた場合又は応援協定の締結事項に該当する区域はこの限りでない。

第 2 章 編成等

(救急隊の編成)

第 7 条 救急隊は、救急自動車 1 台及び救急隊員 3 名をもって編成する。ただし、救急業務の実施に支障がないものとして次条で定める場合には、救急自動車 1 台及び救急隊員 2 名をもって編成することができる。

- 2 前項の救急隊員は、救急隊長（以下「隊長」という。）並びに救急員及び機関員（以下「隊員」という。）をもって編成する。
- 3 隊長は消防士長以上をもって充てる。

(救急隊の編成の基準の特例)

第 7 条の 2 第 7 条第 1 項の次条で定める場合は、傷病者を一の医療機関から他の医療機関へ搬送する場合であって、これらの医療機関に勤務する医師、看護師又は救急救命士が救急自動車に同乗している場合とする。

(救急隊員の資格等)

第8条 隊長及び隊員は、次のいずれかに該当する者のうちから消防長又は署長が命ずる。

- (1) 救急救命士（救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第2項に規定する救急救命士）
- (2) 救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和53年消防庁告示第2号）第5条第2項に規定する隊員
- (3) 令第44条第3項各号のいずれかに該当する者
（救急指揮隊及びその任務）

第9条 救急指揮隊及びその任務は、筑西広域市町村圏事務組合現場指揮要綱（平成23年消防本部訓令第6号）に定める。

（救急隊員の服装）

第10条 隊員は、救急業務を実施する場合は、救急服（感染防衣服）及び救急帽（保安帽）を着用するものとする。但し、患者に対する救急処置を施す場合において、保安帽では支障が来すと救急隊長が認めた場合にはこの限りではない。

第3章 救急活動

第1節 通則

（救急隊の任務）

第11条 救急隊は、法に定める救急業務を行うほか、医療上緊急を要する場合には医師、看護師、助産師等（以下「医師等」という。）又は資器材を輸送することができる。

（隊長の責務）

第12条 隊長は、上司の命を受け、隊員を指揮して前条に定める任務を遂行するとともに救急関係業務に関する事務の処理、関係簿冊の管理、保管及び救急器具の整備について責任を負うものとする。

2 隊長は、任務遂行に当たり、通信指令室との連絡を密にしなければならない。

（救急隊員の心得）

第13条 隊員は、業務の特殊性を十分自覚し、特に次の各号について留意しなければならない。

- (1) 傷病者の取扱いに当たっては、言語、動作に十分注意し、迅速、的確、懇切、丁寧を旨とし、傷病者に羞恥心又は不快の念をいだかせないように努めること。
- (2) 業務上知り得た事項は、みだりにこれを他に漏らさないこと。
- (3) 常に身体、着衣の清潔保持に努めること。

2 救急隊員は、救急車の運転に当たっては、緊急業務の運転という点から事故の防止に十分留意し、傷病者の応急処置等に当たっては、各種疾病の感染防止に努めること。

第2節 現場行動

（搬送順位）

第14条 隊長は、救急現場においては、原則として症状が重いと認められる者を優先的に搬送するものとする。

（救急処置）

第15条 救急隊員は、傷病者を医療機関の医師に引き継ぐまでの間又は医師が現場に到着するまでの間に、応急処置を実施しなければ当該傷病者の生命に危険があり、又はその症状が悪化するおそれがあると認められる場合に救急処置を行うものとする。

2 前項の救急処置は、救急隊員の行う応急処置等の基準第6条各項に定めるところにより行うものとする。

（救急救命士としての活動開始時期）

第16条 救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第21条で定める処置（以下「特定行為」という。）を行うことができるのは、救急救命士法第6条第1項で定める救急救命士名簿に登録され、かつ、消防長が指示した就業前病院実習が終了した日からとする。

（医師の指示）

第17条 前条に基づき活動を開始した救命士が特定行為を行う場合は、筑西広域消防本部救急救命士の運用要綱（平成11年組合訓令第13号）に従い実施するものとする。

（警察への協力）

第18条 隊長又は指揮本部長は、救急関係業務の実施に当たり交通事故、加害事故等警察機関に通報する必要があると認められる場合には、速やかに警察機関に通報するとともに、現場保存及び証拠の保全に務め、警察機関に協力するものとする。

（錯乱者の取扱い）

第19条 隊長は、当該傷病者が錯乱状態又は泥酔のため、自己若しくは他人の生命身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、警察官の出動を要請するものとする。

（医療機関等の選定）

第20条 隊長は、傷病者の搬送に当たり、法第2条第9項に定める医療機関その他の場所（以下「医療機関等」という。）を選定する場合は、努めて当該傷病者又はその関係者の意思を尊重するとともに傷病者に最も利益となるよう努めなければならない。

（医師搬送等）

第21条 救急車による医師の搬送は、次によるものとする。

- （1） 救急要請時又は現場到着時において、傷病者の状況により搬送の可否について医師等の判断を必要とするとき。
- （2） 救急現場において、救急車に収容困難な状況にある傷病者の生命維持及び応急処置のため、医師を必要とするとき。
- （3） 前2号に定めるもののほか、傷病者の状態から医師等の搬送を必要と認めたとき。

2 救急車への医師等の同乗要請は、次によるものとする。

- （1） 傷病者を搬送途中で、容体の急変により一時的医療処置を受けるために立ち寄った医療機関の医師が、目的医療機関まで医療を継続する必要を認めたとき。
- （2） 救急現場において、救急車に収容困難な状況にある傷病者の生命維持及び応急処置のため、医師等を必要とするとき。
- （3） 前2号に定めるもののほか、傷病者の状態から医師等の同乗を必要と認めたとき。

（医療資器材等の搬送）

第22条 医療器材等の搬送は、次によるものとする。

- （1） 医療機関及び救急業務実施機関等から医療処置上必要なものとして、緊急に搬送を依頼されたとき。
- （2） 救急現場において、応急処置上必要なものとして、緊急に搬送を必要とするとき。

（搬送の制限）

第23条 隊長は、傷病者又はその近親者等が搬送されることを辞退若しくは拒否した場合又はその傷病の種類若しくは程度によっては、医療機関等への搬送を行わず必要に応じた現場処置にとどめることができる。ただし、傷病者又はその近親者等が搬送されることを辞退又は拒否した場合であっても、搬送しないことが傷病者の生命に著しく危険であると判断したときは、この限りでない。

2 前項の場合において隊長は、傷病者を搬送することが傷病の程度を悪化させ又は生命に重大なる影響を及ぼすものと認められるときは、医師の診察を要請し、その意見を求める等の配慮をしなければならない。

3 傷病者が医療機関等へ搬送されることを辞退又は拒否した場合にあっては、現場処置の有無にかかわらず、救急活動記録票に傷病者又は関係者の署名を求めるものとする。

（死亡者の取扱い）

第24条 隊長は、傷病者が明らかに死亡している場合又は医師が死亡していると診断した場合は、これを搬送しないものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、遺体の搬送又は収容作業に協力することができる。

(1) 警察の行う検視又は実況見分が終了し、他に適当な搬送方法がなく、かつ、遺体を事故現場に放置することが社会通念上又は救急業務の執行上悪影響を及ぼすものと隊長が認め、当該機関より要請された場合

(2) 遺体の搬送又は収容に協力の必要があるとして署長等より特命された場合
(住民に対する協力の要請)

第25条 隊長は、法第35条の7の規定に基づき救急隊員が事故現場付近にある者の協力を求めるに当たっては、協力者の危害防止に十分留意するとともに、協力を得た場合は、協力者の危害防止に十分留意するとともに、協力を得た場合は、その住所、氏名等の聴取を行わなければならない。

(関係者の同乗)

第26条 隊長は、救急関係業務の実施に際し、必要と認めるときは、傷病者とともに、その関係者、医師等又は警察官を救急車に同乗させることができる。

(転院搬送時の注意)

第27条 医療機関等からの要請により、傷病者を他の医療機関等へ搬送する場合（以下「転院搬送」という。）は、搬送先の選定とその受入態勢の確保を要請側において配慮させるとともに前条により医師又は看護師の同乗を求めるものとする。

(未成年者の取扱い)

第28条 未成年の傷病者を搬送する場合は、努めてその保護者を同乗させるものとする。

(医師への申し引き継ぎ)

第29条 隊長は、医療機関等へ傷病者を搬送したときは、医師に対し、次の各号の事項を告げるものとする。ただし、搬送時医師が同乗した場合又は転院搬送に際し当該医療機関相互において連絡の行われた場合はこの限りでない。

- (1) 現場到着時の傷病者の容体及び環境
- (2) 受傷又は発病の推移、原因及び経過
- (3) 現場到着から医療機関到着までの所要時分とその間における受傷者の症状経過
- (4) 救急処置の概要
- (5) その他医師の参考になると思われる事項

(所持品の取扱い)

第30条 傷病者（特に意識障害者）の救護に当たっては、その所持品の保存取扱いについて十分な配慮を行うとともに次の各号によるものとする。

- (1) 搬送に際しては、遺留品の有無を点検すること。
- (2) 身元確認のため所持品等を調べる場合は、警察官に依頼するか、又は医師その他第三者の立会いのもとに行うこと。
- (3) 貴重品の取扱いは、特に慎重に行い、やむを得ない場合に限り、自ら保管するほかはおおむね次の順序に従って他に依頼すること。この場合においては救急活動記録票に所要の事項を記載し、かつ、受託者の署名を得ておくこと。

ア 傷病者の近親者

イ 警察官

ウ 立会いの医師

エ その他適当と認められる者

(要保護者等の取扱い)

第31条 消防署長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護者又は要保護者と認められる傷病者を搬送した場合は、速やかに救護現場を管轄する福祉事務を担当する機関に対して通知（様式第1号）するとともに、その旨を収容医療機関等へ連絡するものとする。

(感染症傷病者の取扱い)

第 32 条 救急隊は、傷病者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条に規定する疾病（以下「感染症」という。）であることを知り得た場合は、これを搬送してはならない。

ただし、管理者若しくは市町村長の要請又はその他の理由により消防長の特命がある場合は、この限りでない。

2 消防署長は、救急隊が感染症又はその疑いのある傷病者を搬送した場合は、速やかに当該診断を下した医師又は保健所長の指示に従って当該救急隊に対し清掃方法、消毒方法その他必要な処置を行うよう命ずるものとする。

3 前項の医師又は保健所長の指示は、消毒方法及び清潔方法指示伝票（様式第 2 号）に記録し、第 36 条第 1 項に定める当該救急活動記録票に添えて保管しておくものとする。

（傷病者の家族等への連絡）

第 33 条 隊長は、救護に際し傷病者の傷病程度その他により必要であると認めるときは、傷病者の家族等に対し、速やかに事態の概要を連絡するよう努めるものとする。

第 3 節 救急業務計画等

（救急業務計画）

第 34 条 消防長は、救急業務実施基準（昭和 39 年自消甲教発令第 6 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき救急業務計画を別に定める。

（救急訓練）

第 35 条 消防署長は、前条の救急業務計画に基づき救急業務の円滑適正を図るため、年 1 回以上救急事故を想定した訓練計画をたて関係機関と連携し、総合的な救急業務訓練を行うものとする。

2 消防署長は、救急隊員に対し、救急業務を行うに必要な学術及び技術を習得させるため常に教育訓練を行うよう努めなければならない。

第 4 節 救急記録報告書等

（救急業務に関する記録）

第 36 条 隊長は、救急活動を行った場合は、救急活動記録票（様式第 3 号）に必要事項を記録しておくものとする。

2 隊長は、傷病者を搬送し医療機関に引き渡した場合は、当該事実を確認する医師の署名又は押印を受けるとともに、傷病者名、傷病程度等について、当該医師の所見を聴し救急活動記録票に記録しておくものとする。

3 隊長は、応急処置等を行うに際し、医師の指示があった場合には、当該医師の氏名及びその指示内容を救急活動記録票に記録しておくものとする。

（救急業務に関する諸報告）

第 37 条 救急業務に関する諸報告は、次の各号により確実に行わなければならない。

（1）隊長は、救急隊が帰署したときは、救急関係業務実施の状況について、速やかに口頭又は電話で署長に報告するとともに、詳細は別に書面で報告しなければならない。

（2）消防署長は、事故の状況が重大又は特異であると認められるときは、速やかに口頭又は電話で消防長に報告し、事故の内容が判明次第、その詳細を救急・救助事故速報（様式第 4 号）により報告しなければならない。

2 前項第 2 号の号の重大又は特異な事故とは、おおむね次に掲げる事故をいう。

ア 負傷者が 5 名以上の場合

イ 死者が出た場合

ウ 犯罪事故の場合

エ 伝染病若しくは中毒事故の場合

オ 発生原因又は救急活動等において特異性のあった場合

3 消防署長は、救急関係業務に関連して紛議、事故等の発生を知ったときは、速やかに口頭又は電話で消防長に報告し、その指示を受け、事案の処置に当たるとともに、その状況については、別に書面で報告しなければならない。

(勤務交代と引継ぎ等)

第38条 救急隊の勤務交代に当たっては、次の事項について確実に事務の引継ぎを実施し事務の運営に支障のないように努めなければならない。

- (1) 救急自動車の整備状況と異状の有無
- (2) 積載資器材の異状の有無
- (3) 積載薬品の使用状況及び残量数等
- (4) 当務日に取扱い完結業務の概要及び救急活動記録票の整理が未完結のため引き継ぎを必要とする事故の詳細
- (5) その他必要な事項

(救急活動記録票の閲覧)

第39条 消防署長は、救急活動記録票を部外者に閲覧させてはならない。ただし、次の各号の場合はこの限りではない。

- (1) 根拠法令を明示した公文書等による要請があった場合
- (2) 警察官等の捜査上の必要による要請等で消防長が特に認めた場合
- (3) 学術研究上の必要による要請等で消防長が特に認めた場合

(救急搬送証明)

第40条 消防署長は、傷病者を搬送した場合は、当該傷病者又はその関係者から証明の願い出があったときは、救急搬送証明願(様式第5号)により証明するものとする。

(文書作成等の要領)

第41条 この規程に定めるもののほか、救急関係業務に関する文書の作成、整理及び保管の要領は、筑西広域市町村圏事務組合消防文書取扱規程(昭和48年組合訓令第6号)によるものとする。

(証人出頭等の報告)

第42条 消防署長は、救急関係業務に関して法令に基づき司法機関、捜査機関等から職員の出頭、供述又は資料の提出を求められた場合、消防長の承認を得てこれに応じたときは10日以内にその結果を出頭・供述・資料提出報告書(様式第6号)により消防長に報告するものとする。

第4章 救急自動車等

(消毒及び清掃)

第43条 救急隊員は、次の各号の定めるところにより、救急車及びその積載品その他救急用資器材等の清掃及び消毒を実施し、常に衛生保持に努めなければならない。

- (1) 定期消毒 毎月1回
- (2) 使用後消毒 毎使用後(使用資器材)

2 前項に規定する消毒を実施する際の消毒薬品及び使用方法については、別に定める。

(消毒の標示)

第44条 消防署長は、前条第1項第1号による定期消毒を実施したときは、その旨を車内定期消毒実施表(様式第7号)に記入し、これを救急車の見やすい場所に標示しておかななければならない。

(救急医薬品等の受払い)

第45条 救急車に備えつけてある医薬品等については、救急医薬品等受払簿(様式第8号)を備え付け、常に受払いの状況を明確にしておかななければならない。

(救急車に備える器具等)

第46条 救急車には、救急業務実施基準の別表に掲げる救急器具及び材料を備えるものとする。

第5章 応急手当の普及啓発

(住民に対する普及啓発)

第 47 条 消防長は、住民に対する応急手当の普及啓発活動を計画的に推進するよう努めるものとする。
2 応急手当の普及啓発活動の推進に関することについては、筑西広域市町村圏事務組合消防本部応急手当啓発活動に関する実施要綱（平成 6 年消防本部訓令第 1 号）に定めるところによる。

第 6 章 民間患者等搬送事業

（民間患者等搬送事業に関する指導等）

第 48 条 消防長は、民間の事業車が搬送自動車等を使用し、患者等の搬送業務を行う事業に対する指導等に努めるものとする。

2 患者等の搬送業務を行う事業に対する指導及び認定については筑西広域市町村圏事務組合消防本部患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱（平成 11 年消防本部訓令第 15 号）に定めるところによる。

第 7 章 雑則

（災害救助法における救助との関係）

第 49 条 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合における救急関係業務の実施は、同法の規定に基づく救助に協力する関係において実施するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（筑西広域市町村圏事務組合消防本部の救急業務に関する規程の廃止）

2 筑西広域市町村圏事務組合消防本部の救急業務に関する規程（昭和 48 年組合格程第 8 号）はこれを廃止する。

附 則（平成 11 年 4 月 1 日消本訓令第 7 号）

1 この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 筑西広域市町村圏事務組合消防の救急業務等に関する規程（昭和 56 年訓令第 12 号）は廃止する。

附 則（平成 16 年 3 月 1 日消本訓令第 2 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 22 日消本訓令第 2 号）

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 15 日消本訓令第 4 号）

この訓令は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

救急事故の種別

種別	摘要
火災	火災現場において直接火災に起因して生じた事故をいう。
自然災害事故	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、雪崩、地すべり、その他の異常な自然災害に起因する災害による事故をいう。
水難事故	水泳中（運動競技によるものを除く。）の溺者又は水中転落等による事故をいう。
交通事故	すべての交通機関相互の衝突及び接触又は単一事故若しくは歩行者が交通機関に接触したこと等による事故をいう。
労働災害事故	各種工場、事業所、作業所、工事現場等において就業中発生した事故をいう。
運動競技事故	運動競技の実施中に発生した事故で直接運動競技を実施しているもの、審判員及び関係者等の事故（ただし、観覧中の者が直接に運動競技用具等によって負傷した者は含み、競技場内の混乱による事故等は含まない。）をいう。
一般負傷	他に分類されない不慮の事故をいう。
加害	故意に他人によって傷害等を加えられた事故をいう。
自損行為	故意に自分自身に傷害等を加えた事故をいう。
急病	疾病によるもので救急業務として行ったものをいう。
その他	転院搬送、医師、看護婦搬送、医療資機材等の輸送、その他のもの（傷病者不搬送件数のうち、他の救急事故に分類不能のものを含む。）をいう。

備考

- 1 種別は救急隊の出場の対象となった事故等の主たる事象により分類する。
- 2 前1により分類できない場合は医師の診断した主たる傷病名により分類する。

筑西広消 発第 号
年 月 日

様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
署（分署）長 印

要保護者送院通知書

負傷者（発病）の日時		年 月 日 時 分（覚知）				
同 場 所		市 郡 町 番地				
収容医療機関		名称			所在	
要 保 護 者 名 等	氏名					
	年齢					
	職業別	職業	無 有（ ）	性別	男・女	
住	所	市 郡 町 番地				
摘	要					

救急活動記録票

入力済確認

<table border="1"> <tr> <td colspan="6"> 通知方法 自覚 消防 加電 警電 かけ その他 已知 防電 入話 発話 通報 他 </td> <td colspan="6"> 受合場所 管内 帰途 医療 出向 その他 </td> </tr> <tr> <td colspan="14"> 傷病者事故種別 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 14 </td> </tr> </table>														通知方法 自覚 消防 加電 警電 かけ その他 已知 防電 入話 発話 通報 他						受合場所 管内 帰途 医療 出向 その他						傷病者事故種別 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 14														番・所 コード																													
通知方法 自覚 消防 加電 警電 かけ その他 已知 防電 入話 発話 通報 他						受合場所 管内 帰途 医療 出向 その他																																																															
傷病者事故種別 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 14																																																																					
<table border="1"> <tr> <td colspan="14"> 出場番号 </td> </tr> <tr> <td colspan="14"> 傷病者番号 </td> </tr> <tr> <td colspan="14"> 電話番号 </td> </tr> <tr> <td colspan="14"> 通報者 </td> </tr> </table>														出場番号														傷病者番号														電話番号														通報者													
出場番号																																																																					
傷病者番号																																																																					
電話番号																																																																					
通報者																																																																					
<table border="1"> <tr> <td colspan="14"> 出場事故種別 火災 自然災害 水難 交通 労働災害 運動競技 一般負傷 加害 自損行為 急病 転院 医師 資器材 その他 緊急性 傷病性 拒否 臨死 死亡 現場処置 搬送 入院 その他 </td> </tr> <tr> <td colspan="14"> 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 1 2 3 4 5 6 7 8 </td> </tr> </table>														出場事故種別 火災 自然災害 水難 交通 労働災害 運動競技 一般負傷 加害 自損行為 急病 転院 医師 資器材 その他 緊急性 傷病性 拒否 臨死 死亡 現場処置 搬送 入院 その他														01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 1 2 3 4 5 6 7 8																																									
出場事故種別 火災 自然災害 水難 交通 労働災害 運動競技 一般負傷 加害 自損行為 急病 転院 医師 資器材 その他 緊急性 傷病性 拒否 臨死 死亡 現場処置 搬送 入院 その他																																																																					
01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 1 2 3 4 5 6 7 8																																																																					
発生年月日														曜日	休日	晴・曇・雨・雪																																																					
発生場所														市町村コード	転院依頼医療機関コード																																																						
発生概要														発生場所別 住宅 公衆場所 仕事場 道路 その他																																																							
到着時の状況 及び活動状況														医師 現場出 嘱託医 1 2																																																							
区分		時間経過		メーター(km)		区分		時間経過		メーター(km)		区分		時間経過		メーター(km)																																																					
通知		時 分		/		医療機関等到着		時 分		/		区分		時間経過		メーター(km)																																																					
出場		時 分		/		医療機関等収容		時 分		/		区分		時間経過		メーター(km)																																																					
現場到着		時 分		/		医療機関等引揚		時 分		/		区分		時間経過		メーター(km)																																																					
現場出発		時 分		/		帰番(所)		時 分		/		区分		時間経過		メーター(km)																																																					
傷病者名		住所		市町村コード		管内・管外別		管内 1		管外 2		その他 3		年齢区分		1 2 3 4 5																																																					
氏名		(職)		性 男 女		別 1 2		1 新生児(生後28日以内)		2 乳・幼児(29日～7歳未満)		3 少年(7歳～18歳未満)		4 成人(18歳～65歳未満)		5 老人(65歳以上)																																																					
職業		別 1 2		1 2		1 2		1 新生児(生後28日以内)		2 乳・幼児(29日～7歳未満)		3 少年(7歳～18歳未満)		4 成人(18歳～65歳未満)		5 老人(65歳以上)																																																					
急病分類		脳疾患		心疾患		消化系		呼吸系		精神系		感覚系		泌尿系		新生物		その他																																																			
01 02 03 04 05 06 07 08 09 10		01 02 03 04 05 06 07 08 09 10		01 02 03 04 05 06 07 08 09 10		01 02 03 04 05 06 07 08 09 10		01 02 03 04 05 06 07 08 09 10		01 02 03 04 05 06 07 08 09 10		01 02 03 04 05 06 07 08 09 10		01 02 03 04 05 06 07 08 09 10		01 02 03 04 05 06 07 08 09 10		01 02 03 04 05 06 07 08 09 10																																																			
傷病名		医療機関コード		医療機関名		医師名		1 死亡		2 重症(入院3週間以上)		3 中等症(入院3週間未満)		4 軽症(入院の必要なし)		5 その他																																																					

搬送先区分	普 外									収容先医療機関等区分					その他の場所名													
	県内	福島県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	その他	告示	告示外	接骨院等	その他	国立	公立	公的	私・病	私・診											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	1	2	3	4	5										
応急処置	止血	固定	人工呼吸	心マッサージ	※自動	心肺蘇生	※自動	酸素吸入	気道確保	※経鼻エア	※聴頭鏡等	※ラリント等	保置	搬送	在宅療法無視	※点滴色者	※外傷色者	※その他患者	血圧保持	除細動	輸液	その他の処置	血圧測定	心音聴取	血中酸素測定	心電図	※送	計
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
転送回報	区分	転送回報別医療機関名及びコード														転送理由	問合せ収容不能医療機関名		理由									
	告示等	国立等	医療機関名						医療機関コード						1		2											
1																			1	3								
2																			1	4								
3																			1	5								
4																			1	6								
5																			1	7								
																			1	8								
↑		1: 国立、2: 公立、3: 公的、4: 私病、5: 私診														1: ベッド滴床 4: 手術中 7: その他 8: 多忙 2: 専門外 5: 処置困難 9: 応答なし 3: 医師不在 6: 理由不明												
備考	注: 転送4回以上に係る活動状況等														医療機関名:		医師名:		指示内容等:									
	理由:														傷病者との関係		署名											
公的機関連絡	日時	月 日 時 分						同乗者名																				
	連絡先							協力者名																				
公的機関連絡	方法							所持品等																				
		年 月 日																										
出場券	区分	氏 名						救命士		原 票 作 成 日		年 月 日																
	隊長名									原 票		階級																
	機関員名									作 成 者 名																		
	隊員名																											

消防長 様

救急・救助事故速報

報告日時	年 月 日 時 分
所 属	
報告者名	

救急事故等の種類			
発 生 場 所			
発 生 日 時		覚知方法	
事 故 等 の 概 要			
死 傷 者 等	死者（性別・年齢）	負傷者等 { 重 症 { 中 症 { 軽 症	人（人） 人（人） 人（人）
	計 人		人（人）
	不 明 人		
救 助 活 動 の 要 否			
要救護者数（見込）		救助人員	
救 急 ・ 救 助 活 動 の 状 況			
その他参考事項			

（注）負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書き記入すること。

<p>救 急 搬 送 証 明 願</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>筑西広域市町村圏事務組合消防本部 消防署（分署）長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 願出者 氏 名 印</p> <p>下記のとおり筑西広域市町村圏事務組合消防本部の救急自動車により、搬送されたことを証明下さるようお願いいたします。</p>	
発 生 日 時	
発 生 場 所	
傷病者	住 所
	氏 名 (歳) 男・女
収容医療機関	
提 出 先	
使 用 目 的	
備 考	
<p>上記のとおり相違ないことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">筑西広域市町村圏事務組合消防本部 消防署（分署）長 印</p>	

※ 救急出場場所と発生場所が異なる場合は、備考欄に記入すること。

年 月 日

消防長 様

所属長 印

出頭・供述・資料提出報告書

日 時		場 所		理 由
年 月 日（曜日） 時 分 ～ 時 分				
出 頭 供 述 者	氏 名		階 級	当該救急事故発生当時の職務
当該救急 事故等の 概要				
尋問事項又は資料の種類			供 述 又 は 資 料 の 内 容	

- (注) 1 標題は出頭、供述、又は資料提出の区分により該当事項を○で囲むこと。
2 救急出場記録票、証人呼出状等の関係書類の写を添えること。

